

大阪広域環境施設組合条例第14号

一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

第1条 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成27年条例第15号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表を次のように改める。

号給	給料月額
1	331,500円
2	374,600円
3	417,200円
4	473,300円
5	549,900円
6	642,500円
7	750,700円

第9条第3項中「100分の167.5」を「100分の172.5」に改める。

第2条 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第9条第3項中「100分の172.5」を「100分の170」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例第7条の規定は、平成31年4月1日から適用する。